

入札説明書

高規格救急自動車

令和8年4月16日千葉市公告第327号により公告した、高規格救急自動車の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 製造物品及び数量

高規格救急自動車 4台

(2) 製造物品の特質等

別添仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和9年2月19日

(4) 納入場所

千葉市消防局

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和8・9年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていることを証明できる者であること。

(4) 公告日から遡って5年の間に、高規格救急自動車を納入した実績を有する者であること。

3 入札参加手続

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請期間内に後記11の契約事務担当

課へ、ちば電子調達システムによる電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出資料を添付し、入札参加申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、後記 1 1 へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、後記 1 1 の契約事務担当課が指定する申請書類を次の提出資料とあわせて入札参加申請期間内に郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより、後記 1 1 へ提出すること。

(1) 入札参加申請期間

公告の日の翌日から令和 8 年 5 月 2 0 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出資料

ア 納入実績調書

イ 高度管理医療機器等の販売業許可証（写し）

(3) 確認通知

令和 8 年 5 月 2 8 日（木）までに電子入札システムの入札参加資格確認結果通知書により申請者に通知する。

4 質問回答

(1) 製造物品の仕様に関する質問

① 質問方法

令和 8 年 5 月 2 1 日（木）午後 5 時までに、後記 1 1 の契約事務担当課宛、別紙質問回答書を電子メールにて提出すること。

② 回答方法

質問に対する回答は、千葉市「入札情報等」ポータルページ (<https://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「物品」の当該案件のリンク先に、令和 8 年 5 月 2 9 日（金）までに掲載する。

(2) その他、提出書類・入札手続等に関する質問

平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に、後記 1 1 の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

5 入札

(1) 入札期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）午前 9 時から令和 8 年 6 月 1 5 日（月）午後 5 時まで（電子入札システムの運用時間内に限る）。

(2) 入札方法

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、入札内訳書を添付し、後記 1 1 の契約事務担当課へ電子入札システムにより提出すること。FAX または E-mail によるものは受け付けない。ただし、紙入札が認められた場合は、入札書（様式 1 号－3）及び入札内訳書を、書留郵便による郵送又は持参により、後記 1 1 へ入札期間内に提出すること。（入札期間内に到着しない場合は失格とする。）

紙入札による場合、入札書等は二重封筒（内封筒及び外封筒）により提出すること。内封筒には必ず、製造物品名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、封か

んすること。外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、製造物品の金額のほか、輸送費、保険料等、仕様書に記載された内容の履行に要する一切の諸経費を含め見積ること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（リサイクル預託金等にかかる10%に相当する額は加算しない。また当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(5) 入札辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札期間内に、入札辞退届を後記11の契約事務担当課へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札辞退届を、商号又は名称及び製造物品名を記載した封筒に封緘した上で、郵送又は持参により、入札期間内に提出すること。

6 開札

入札書の開札は次のとおり行う。

(1) 開札日時

令和8年6月16日（火）午前9時30分

(2) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所6階契約課入札室（立会い不要）

(3) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、入札金額が低入札調査基準価格に満たない金額の場合は、落札候補者となる。この場合、当該候補者は、事後の事情聴取等低入札価格調査に協力しなければならない。事情聴取に協力しない場合、又は調査関係書類を期限までに提出しない場合は、その者の入札を無効とする。

落札候補者の入札が無効となった場合、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札者又は落札候補者とする。以下、同様に行い、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者又は落札候補者を決定する。

(4) 無効又は失格となる入札

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

ウ 入札約款第6条において無効と定める入札は、無効とする。

エ 入札内訳書に不備がある入札は、無効とする。

(5) 入札結果の通知方法

落札者を決定後、速やかに電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。また紙入札を行った者が落札者となった場合は、電子メールにて落札者決定通知書を送付する。

7 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

ア 再度入札の回数は、2回とする。

イ 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

ウ 低入札価格調査の対象となった入札においては、調査した結果、調査対象者を落札者としめない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

エ 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

オ 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。

カ 再度入札は、入札内訳書を添付し、後記11へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札書及び入札内訳書を、再入札通知書に記載した再度入札の期間内に、前記5(2)により書留郵便による郵送又は持参により、後記11へ提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記5(5)によるものとする。

8 苦情申立て

入札参加資格の有無の確認その他の手続に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月1日適用)により、千葉市入札適正化・苦情検討委員会(以下「委員会」という。)に対して苦情を申し立てることができる。

9 契約締結等の停止等

(1) この調達は、令和8年度石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付決定を前提とし、契約の締結は、市が当該交付金の交付決定の通知を受けた後に行うものとする。なお、交付決定がなされない場合は、契約手続を中止する。この場合において、市は落札者に対して一切の費用を負担しないものとする。

(2) この調達に関し、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合には、契約手続の停止等があり得る。

(3) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

1 0 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記11の契約事務担当課で閲覧できる。

1 1 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班（市庁舎高層棟6階）

電話 043-245-5089

E-mail keiyaku.FIA@city.chiba.lg.jp

1 2 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(3) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和8年5月20日（水）までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

(4) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。